

# 訴 状

2021年11月8日

名古屋地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 新 海 聡

同 滝 田 誠 一

当事者の表示 後記「当事者等目録」記載のとおり

損害賠償請求住民訴訟事件

訴訟物の価額 金1,600,000円也

貼用印紙額 金 13,000円也

## 請求の趣旨

- 1, 被告は村上孝治に対し、金42,680,000円を東栄町に  
支払うよう、請求せよ。
- 2, 訴訟費用は被告の負担とする。  
との判決を求める。

# 請求の原因

## 第1 事案の概要

被告東栄町は、厚生労働省が愛知県に交付する「国民健康保険調整交付金」（以下「本件交付金」という。）から1億4227万円の交付を受け、これを建設予算の一部に充てて新規の医療機関等を開設することを決定し、「東栄医療センター(仮称)等」（以下「東栄医療センター」という。）の実施設計を完了した。ところが、この設計では、本件交付金を受けることができないことが本年（2021年）7月に厚生労働省の回答から明らかになった。にもかかわらず、東栄町は設計の見直しをすることなく、本件交付金相当額1億4227万円について過疎対策事業債の発行によってまかなうこととし、本年9月21日、総工費10億4060万円で東栄医療センターの建築請負契約を締結した。これにより、東栄町は過疎対策事業債の償還資金を負担することになり、東栄町が将来的に負担する過疎対策事業債の償還額は、償還財源に充てることのできる地方交付税交付金額を7割と見積もっても、4268万円を下ることはない、という結果となった。これは、東栄町長が本来的支出権限者として行うべき、本件交付金の交付要件を検討する義務を尽くさずまま、設計委託をした過失等に原因があるから、東栄医療センターの建築請負契約の締結によって東栄町に10億4060万円の債務を負担させる行為は、東栄町に4268万円の損害を与える違法な財務会計上の行為に該当する。

以上の事情により、本件は、東栄医療センターの建築請負契約を締結した町長に対し、本件交付金の交付要件を検討しなかった等の過失により請負契約締結が町に損害をあたえたものであるとして、不法行為（民法709条）を根拠として、過疎対策事業債の償還金

相当の損害を東栄町に賠償することを求め、東栄町の住民らが提訴した住民訴訟である。

## 第2 事実経過

### 1 東栄病院の廃止と東栄医療センターの新築移転

(1) 東栄町は北設楽郡内で唯一の病院である町立東栄病院を設置、運営している地方公共団体であるところ、村上孝治町長は財政状況、医療スタッフ不足を理由として、2019年3月、東栄病院を廃止し、有床診療所に格下げした「東栄医療センター」を設置した。同年4月、休日夜間の応急の医療を中止した。さらに、2020年4月からは同センターでの人工透析も中止し、2022年には入院病床を廃止することを表明した。こうした政策を遂行する一方で、同町長は、人工透析や入院診療を行わないことを前提とする「東栄医療センター」の新築移転を計画し、東栄医療センターの建設のため、2020年1月、基本設計についてプロポーザル提案書の提出を公告した。そして同年4月1日、東栄町は、株式会社内藤建築事務所との間で東栄医療センターの基本設計業務及び実施設計業務についての委託契約を委託料5500万円で締結した。内藤建築事務所は2021年5月末日までに東栄医療センターの実施設計を完了させた。

(2) 一方、透析を廃止し、透析、入院医療を行わない新たな医院を設立することについては、村上町長が見解を表明して以降、東栄町の町民の多くが反対した。さらに、北設楽郡医師会も、2014年6月に老朽化した東栄病院を北設3町村の新たな中核病院として機能させることを目的として移転、新築することを東栄町に要望し、さらには町長による2018年の入院病床の廃止表明に

対しては、北設楽郡医師会会員全員がこれに反対する要望書を同年6月に東栄町に提出するとともに、北設楽郡の住民の意見を聞くべき、との申し入れをした。

先のプロポーザル審査委員会においても、病床を無くし、透析を無くす方向で議論がなされていることについて、地域が持たない、5年10年のうちに新たに増設しなければいけない施設も予想されるべきだ、という、町の構想する基本計画に反対する意見すら出された。ところが村上町長は医師会の意見もプロポーザル審査委員会での意見に対しても耳を貸さず、もっぱら、医師、看護師の不足、入院患者の減少と経営状況の悪化を理由として、北設楽郡の住民はおろか、町民に対する十分な説明もせず、東栄医療センターの新築移転の計画をすすめた。

(3) こうした村上町長の姿勢に対して多くの町民が反対の意思を表明し、2021年1月には、人工透析の復活や休日夜間の急病患者への応急の医療を行うことや入院病床の存続を内容とする、東栄医療センターの設置および管理に関する条例改正を求める直接請求が、有権者の3分の1を越える977筆の署名によってなされた。しかし町長はこれを顧慮するどころか、署名偽造は懲役、などと、条例改正を求める町民に圧力をかけるチラシを配布するなどして、自己の政策に反対する町民の意見を敵視する姿勢で臨んだ。

こうした村上町長の姿勢に対して、東栄町に、人工透析や休日夜間の急病患者への応急の医療の復活、入院病床の確保を求める町民が、町長のリコール運動を開始し、町長のリコールのための必要数を超える953人分の署名が6月16日に確定された。

これをうけ、村上町長は町長を辞任したため、2021年8月

8日出直し町長選が行われ、村上町長が再任された。再任されるや村上町長は、一旦中止した東栄医療センターの新築請負工事の入札公告を行った。

## 2 東栄医療センターの建設整備費予算

(1) 東栄医療センターの建設整備費については、2021年3月の議会において、村上町長から、建設設備費11億4266万円、うち1億4227万円については、本件交付金（厚生労働省が平成30年4月11日制定した特別調整交付金（保険事業分）交付要領にもとづいて愛知県に交付される国民健康保険保険給付費等交付金）（甲3号証）を充てる予算が提出され、議会で議決された。

(2) 東栄町は実施設計が完了した後の2021年7月6日、本件交付金について愛知県の国民健康保険課から計画内容の協議資料の提出依頼を21日期限で受けた（甲5号証）。

そこで、東栄町は愛知県国民健康保険課を通して厚生労働省に確認したところ、同月27日、厚生労働省から「交付要綱上の解釈としては、各種の検診を行うために必要なスペースを有していることが必須要件であるが、今回は子育て支援センターの休館時のみしか使用できず、図面上も別の施設であることは明らかであるため（本件交付金の交付）要件を満たさない。」という回答がなされた（甲2号証）。

ところで愛知県は、2020年8月6日付けの「報告書」（甲7号証）において、「5月7日付けの事務連絡にて、着工が前年度となる場合、申請時点で助成要件に該当しない事態を回避するため、事前に計画内容を国に協議することとしているが、現時点において事前協議は行われていない」と記している。

(3) 以上の指摘を前提とすれば、交付要件を満たすために、東栄医

療センターの保健福祉センター棟の保険事業部門に住民検診等を行うための専用の診察室を設けることが必要であった。また、住民が常に検診をうけられる環境を整備することは、実質的にも東栄医療センターの新規開設の趣旨により一層適合し、住民の安心にも適する筈であった。ところが村上町長はこうした見直しを行わず、同年9月、本件交付金相当額1億4227万円を含む1億6000万円について過疎対策事業債を起債して充てることを内容とする補正予算を作成して（甲5号証）議会の議決を得、同月16日、東栄医療センターの工事の入札を強行した。

- (4) 東栄町は同月21日、東栄医療センター等新築工事請負契約を徳倉・三河・田中特定建設工事共同企業体と請負代金10億4060万円で締結した（以下「本件契約」という。）（甲6号証）。

### 第3 被告の損害

- 1 本件契約により、東栄町は東栄医療センターの建設工事費の支払い義務を負うことになった。設計監理費、医療機器整備費用の支出も含め、東栄医療センターの新規開設費用として補正予算の1億4266万円を超える東栄町の負担が確定したことになる（甲5号証）。
- 2 この財源には過疎対策事業債による1億6000万円の調達資金が含まれるところ、内1億4227万円については、本来、本件交付金によってまかなうことのできるものであったことから、東栄町が自認するとおり、少なくとも1億4227万円のうち地方交付税を財源にできない同金額の3割にあたる4268万円については、償還資金を新たに東栄町が支出しなければならない結果となった（甲5号証）。

しかしそもそも、この償還資金の負担は、本件交付金の交付要件を十分に吟味して設計を依頼しておれば、避けることができたものであることから、東栄町の損害に該当する。

#### 第4 町長の財務会計上の行為の違法

##### 1 町長の義務

地方自治法は、138条の2で普通地方公共団体の首長等の執行機関に対してその事務を誠実に管理・執行すべき義務を課し、同法2条14項は事務処理にあたって最小の経費で最大の効果を挙げるべき事を求めている。また、地方財政法4条1項は、地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要かつ最小の限度を超えて支出してはならないと定めている。

こうした法の趣旨に照らせば、東栄町長には以下の過失がある。

##### 2 設計委託にあたり、本件交付金の交付要件を調査していない過失

本件交付金は、厚生労働省が平成30年4月11日制定した特別調整交付金（保険事業分）交付要領にもとづく国民健康保険保険給付費等交付金であって、交付要領が制定された2018年（平成30年）4月1日以降は交付の要件について十分な検討が可能であった。したがって東栄町長は、東栄町の本来的支出権限者として、東栄医療センターの建設整備が本件交付金の対象となるよう、設計の業務委託をした内藤建築事務所に対し、交付金の対象となるための必要な条件を伝達するなど、東栄医療センターの設計段階において担当職員を指揮監督する義務があった。

ところが東栄町長は、2020年の基本設計段階はおろか、本件交付金を財源に充てることを内容とする事業予算案作成の段階に至っても、東栄医療センターの設計が交付要件を満たすものか

の確認をせず、要綱に定められた（甲 3 号証 1 頁）事前協議も行わなかった（甲 7 号証）。そのため、実施設計が完了した後、本年（2021 年）7 月に愛知県からの問い合わせによって交付要件を満たさないことが初めて発覚した（甲 5 号証）。

これらは東栄町の本来的支出権限者であり、また、予算案提出権限者である（地方自治法 149 条 2 号）町長の注意義務に違反する過失にあたることは明らかである。

### 3 本件契約が財務会計上の違法行為に該当すること

本件交付金の交付要件を調査せず、設計の際に必要な職員に対する監督をしなかった東栄町長の過失によって、実施設計完了後の本年 7 月、はじめて東栄医療センターに本件交付金が交付されないことが明らかになった。かかる状況において、町長としては、過疎対策事業債の償還資金を東栄町において負担することを避けるために、東栄医療センター等新築工事請負契約の締結を延期して本件交付金の交付要件を満たす設計変更等を検討することが、東栄町の損害を防ぐために必要であった。

ところが町長は、本件契約を本年 9 月 21 日に締結する必要もないにも関わらず、本件契約の延期によって設計の見直し等について検討らしい検討をせず、ブレーキの壊れた自動車のように、本件契約を本年 9 月 21 日に締結して東栄町に東栄医療センター等新築工事請負代金 10 億 4060 万円を負担させたことにより、東栄町に過疎対策事業債の償還資金の負担を強いる結果をもたらした。

しかし、本件契約の締結は、地方自治法 138 条の 2、同法 2 条 14 項、地方財政法 4 条 1 項で求められる支出権限者としての町長の注意義務に違反してなされた設計を前提としたものであり、

町長の過失にもとづいて東栄町に損害を生じさせる違法な財務会計上の行為に該当する。

## 第5 不法行為責任

以上の通りであるから、東栄町長には、地方自治法138条の2、同法2条14項および、地方財政法4条1項で求められる注意義務を怠った一連の過失があるにも関わらず、東栄町長は、あえて本件契約を締結したことにより、東栄町に過疎対策事業債償還資金の負担を負わせ、これに基づく少なくとも4268万円の損害を東栄町に負わせたものであるから、同損害を民法709条に基づいて東栄町に賠償する義務がある。

## 第6 監査請求の前置と本請求

- 1 原告らは以上を理由として、2021年9月30日東栄町監査委員に対して住民監査請求を行ったが、同年10月13日付けで上記住民監査請求は却下された（甲1）。

原告らはこれを同年10月14日に知った。

- 2 よって原告らは、東栄町長が違法に本件契約を締結したことによって東栄町が被った4268万円について、地方自治法242条の2第1項第4号本文、第2項第1号に基づき、請求の趣旨記載の判決を求める次第である。

## 証拠方法

別紙証拠説明書記載の通り

## 添付書類

甲号証の写し	各1通
委任状	4通

## 当事者等目録

〒 愛知県北設楽郡東栄町

原 告

〒 愛知県北設楽郡東栄町

原 告

〒 愛知県北設楽郡東栄町

原 告

〒 愛知県北設楽郡東栄町

原 告

(原告ら送達先)

〒444-0813 愛知県岡崎市羽根町東荒子3-8-1 f.a.s ビル2階

弁護士法人 OFFICE シンカイ

電話0564-83-6151 FAX0564-53-5388

原告ら代理人弁護士 新 海 聡

〒489-0069 愛知県瀬戸市東松山町9-1番地7 滝田法律事務所

同 滝 田 誠 一

電話0561-21-5007 FAX0561-21-5008

〒449-0292 愛知県北設楽郡東栄町大字本郷字上前畑2-5

被 告 東栄町長 村 上 孝 治